

会 議 録

1 会議名

平成27年度 第4回高田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の施行について（公開）
- (2) 高田区地域協議会第5回懇談会の検証について（公開）
- (3) 平成27年度高田区地域協議会委員研修について（公開）
- (4) 地域活動支援事業の高田区の審査・採択ルール等について（公開）

3 開催日時

平成27年7月21日（火）午後6時30分から午後8時00分まで

4 開催場所

高田地区公民館 第6研修室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：西山要耕（会長）、高野恒男（副会長）、野本韶一（副会長）、井上紀子
浦壁澄子、小川善司、北川 拓、栗田祥子、小嶋清介、柴田幸男
高野 誠、田中昭平、松矢孝一、宮崎 陽、山田 昇、吉田昌和
- ・ 事務局：南部まちづくりセンター 橋本センター長、榎島係長、小林主事
建築住宅課 服部課長、道場副課長

8 発言の内容

【榎島係長】

- ・ 大塚委員、河村委員、杉本委員を除く16名の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・ 同条例第8条1項の規定により、議長は西山会長が務めることを報告

【西山会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・会議録の確認：高野副会長、宮崎委員に依頼
次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【橋本センター長】

資料により説明

【西山会長】

事務局の説明について質疑を求めるがなし。

続いて、報告事項（1）「上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の施行について」建築住宅課に説明を求める。

【建築住宅課 服部課長】

資料No.1により説明

【西山会長】

質疑を求める。

【高野 誠委員】

資料には、上越市の危険空き家把握数は126戸とあるが、空き家そのものはどのくらいあるか。

【建築住宅課 服部課長】

上越市の住宅そのものは約8万1,000戸。その内9,500戸が空き家といわれている。率では11.7%。但し、あくまでも推計である。

危険空き家の把握数126戸については、平成25年10月から資力がない方に対する空き家解体費の補助制度ができ、これにより市に相談があった全218件のうちから、解体したものと危険でない空き家を除いた、危険な空き家だとして残っているのが126戸ということである。

【西山会長】

他に質疑を求める。

【小嶋委員】

高田の街は町屋が多い。繋がっている町屋の1軒を代執行により壊した場合、その隣家の外壁の復旧費用はどうなるか。

【建築住宅課 服部課長】

本来、所有者がやるべきものを市が代わって行うのが代執行である。どういう形で行うかは判断させていただく。隣家の外壁については、それぞれの実態に応じて対応したい。ただ、代執行は手順が厳しく、市にとっても高いリスクがあり、簡単には行かないことを御理解いただきたい。

高いリスクの例として、この法律施行前に全国で初めて空き家条例をつくった秋田県の大仙市では、代執行で解体に600万円掛かり、所有者に請求して戻ってきたのは3万円で、あとは税金により賄ったということがあった。市としても代執行へ至る前に、所有者等に働きかけをしなければならない。

【西山会長】

他に質疑を求める。

【宮崎委員】

高田区の空き家と特定空き家の数は。

【建築住宅課 服部課長】

分からない。

【宮崎委員】

上越市全体ではどうか。

【建築住宅課 服部課長】

先ほど申し上げたとおり、9,500戸と推計されている。

【宮崎委員】

高田区はそういう推計をしないのか。

【建築住宅課 服部課長】

していない。

【宮崎委員】

これからどうするのか。きちんと調べるのか。

【建築住宅課 服部課長】

空き家とは、倉庫や店舗、工場等も含めて、年間を通じてその用途に供されていない建物であり、一軒一軒全部調査するとしても、その認定が困難で実態は出てこない。

【宮崎委員】

そうはいつでも、きちんと調べなければならない。

【建築住宅課 服部課長】

情報を皆さんからいただいて市が調べる。ただ、基本的に個人財産はそれぞれの責任に応じて管理すべきことをお願いしなければならない。6月15日号の広報でもお願いをしている。

【宮崎委員】

空き家は建物が主になっているが、空き地の問題はどうか捉えたらよいか。

【建築住宅課 服部課長】

当初、この条例の対象として空き地も入っていたが、建物の場合と異なり、認定の基準がきちんとできないため、議員との話し合いでも除くこととした経緯がある。

例えば、雑草が生えている場合、その丈が60cmではよくて1mだから駄目だというわけにはいかない。仮にそういう話があれば、今までどおり生活環境課が対応することになる。但し、空き家等の敷地は対象となる。

【西山会長】

他に質疑を求める。

【野本副会長】

条例では、紛争については、話し合いや民事裁判などにより当事者間で解決を図ることが原則とされ、また、市は空き家等の適切な管理及び活用促進がなされるよう、必要な施策を実施する責務があるとなっている。

話し合い、民事裁判など紛争を当事者間で解決している時に、市は運用フローでどの段階から必要な施策を実施することになるのか具体的に説明願いたい。

【建築住宅課 服部課長】

空き家等の対策に対して、市はどのような施策をつくるかということであり、対応と施策は別ということで御理解いただきたい。例えば、利活用のための制度をつくるのが施策で、市はいつ当事者間と話し合いをするのかという対応とは別であるとして考えていただきたい。

具体的には、個人の財産であり、市は紛争中の民事への介入は避けているのが現実であり、警察なども同様である。

【野本副会長】

問題が起こると、町内会へ話が持ち込まれる。町内会では現状を確認したうえで持っていく先は市役所である。担当課に確認してもらい、そこから市が関わるということによいか。

【建築住宅課 服部課長】

関わる。

【野本副会長】

それは、一から相談にのる形と理解してよいか。

【建築住宅課 服部課長】

当然である。早速7月1日から、ある町内会長さんからお話があった。但し、この条例の対象となるかどうかは市で調査する。この条例を適用する以前に、別の法律に基づいて対応するものがある。例として、ゴミ屋敷の問題では、廃棄物処理法、消防法、道路法に基づく対応などである。空き家条例では我々が窓口になって対応する。財産権の問題もあり慎重にならざるを得ないかもしれないが、窓口として拒否することはない。

【西山会長】

他に質疑を求める。

【小川委員】

空き家が増え、自己での管理が無理になり放置される状態が出てくる。空き家を流動化させる観点から、データベースの活用を通じた対策を考えていただきたい。

【建築住宅課 服部課長】

そのとおりだと思う。条例をつくっても、全員が条例を知っているとは限らない。

どうすれば空き家発生の抑制ができるのか対策計画をきちんと作り上げていきたいと考えている。

また、利活用の方法として、空き家バンクは何処の市でもやっているが、現実的には登録する人はなかなかいないと聞いている。他に何か実効性のある方策がないか、委員の皆さんからも知恵を借りたい。

【西山会長】

他に質疑を求める。

【柴田委員】

所有者の分からない空き家が町内にあり、冬期には通行人の危険防止のため、町内会負担で雁木や母屋の雪下ろしをやっている。市にお願いできないか相談したい。

【建築住宅課 服部課長】

所有者等の情報については、教えることはできないことになっている。雪下ろしとの関係などは市としてどう考えるか空き家等対策協議会で考えなければならないと思っている。この問題で苦勞されていること十分承知しており、出来るだけ対応するよう考えてはいるが、個人財産として所有者にいかに対応を取っていただけるのか、お願いすることから始めなければいけないのかなと思う。

【柴田委員】

お願いになるが、通行人に危険な状態で、急いでやっていただかないと。

【建築住宅課 服部課長】

まずは我々のほうで所有者を見つける。もし、相続人が複数いれば、全員に対し対処するよう通知を出す。そのうえでの話になると思う。

【西山会長】

他に質疑を求める。

【吉田委員】

所有者に資力がない場合の、解体費用の補助制度はあるか。

【建築住宅課 服部課長】

条件はあるが平成25年の10月から、老朽危険空き家の解体に限度額50万円の補助がある。

【吉田委員】

相談すれば出るのか。

【建築住宅課 服部課長】

申したとおり条件がある。但し、今年度見直しをすると聞いているので、結果どうなるかはまだ分からない。個人財産に税金を投入するのが本当にいいのかどうか考えなければならない。

【西山会長】

他に質疑を求める。

【山田委員】

財産権のことについて非常に重視しているが、所有権者の義務をもう少し重視するような考え方はできないのか。

【建築住宅課 服部課長】

説明したとおり、条例に所有者等の責務を書いたのはそういうことである。

【山田委員】

義務を果たしていればこういう状態は起こらないのではないのか。

【建築住宅課 服部課長】

我々も義務を果たしていただきたい。所有者等が適切に管理すべきことを前面に出している。

【山田委員】

それが通らないのはどういうことなのか。

【建築住宅課 服部課長】

所有者等はどう考えているのか、逆にそれを知りたい。

【山田委員】

何れにしても、その仕事には人件費など税金を使う。そういうことを繰り返しても、人件費をどんどん使わなければならない。

【建築住宅課 服部課長】

先ほど申したように、我々もジレンマを抱えながら仕事を進めている。

【山田委員】

それを納得してもらおう手法をもう少し考えたほうがいい。

【建築住宅課 服部課長】

それも考えながらやっている。制裁だけすればいいというものではない。

【山田委員】

現状がこうでは、やっていることにならないのではないのか。

【建築住宅課 服部課長】

簡単に申し上げると、裁判をやったとしても市は負けてしまう。それほど財産権を犯してはならないという、最高規範の憲法が定めているのはそういうことである。

【山田委員】

憲法で求められている義務を果たしてないのはどうなるのか。

【建築住宅課 服部課長】

義務というよりも、憲法の第29条で財産権を犯してはならないと定めている。

【山田委員】

憲法で定めた納税の義務はどうなるのか。

【建築住宅課 服部課長】

その人が税金を納めてないとは一言も言ってない。

【山田委員】

所有者が分からないのはどうなるのか。

【建築住宅課 服部課長】

所有者等が分からないのではなく、建物や土地があれば、例えば納税管理人などに納税通知は出している。その情報は皆さんには教えられないが、内部での利用はできるので、そういう人たちに対しアクションを起こすというふうに法律が改正された。

公共の福祉と財産権のバランスが非常に難しいところである。

【山田委員】

難しいといったのでは意味がない。結局、行政が仕事をやるのは税金を使っているわけである。もう少し節約という観点からもきちんとやらないと、だんだん雪だるま式なる。

【建築住宅課 服部課長】

雪だるま式にならないよう、特定空き家の発生を避けるような施策を取らなければいけない。特定空き家に対しては、代執行になる前に所有者に自身の力でやるよう説得しなければならないと思う。やみくもに強制力を持ってやるということにはならない。

【西山会長】

まだ質問等ある場合はセンターを通じてよいし、直接担当課で聞いてもよいのか。

【建築住宅課 服部課長】

構わない。

【西山会長】

これから更に動きがあると思う。この件については、また秋にでも研修を予定したい。

続いて、報告事項（２）「地域協議会会長会議について」当日配布資料No.1により説明。

事務局に補足説明を求める。

【橋本センター長】

自治・地域振興課では、今後、この地域協議会の活性化に向けた見直し案をそれぞれの地域協議会で直接説明し、その際いただく御意見を反映し最終案としたいとのことである。当協議会でも、近々その機会を設定させていただくので承知おきいただきたい。

【西山会長】

事務局の説明について質疑を求めるがなし。

続いて、報告事項（３）「平成２６年度地域活動支援事業の検証結果の通知について」事務局に説明を求める。

【橋本センター長】

資料No.2により説明。

【西山会長】

質疑を求めるがなし。

続いて、議題（１）「高田区地域協議会第５回懇談会の検証について」当日配布資料No.2により説明。

これまで５回実施した懇談会について、次回以降に検証、意見交換の機会を設けることで了承を得る。

懇談会で司会・進行担当の小川、小嶋両委員に感想を求める。

【小川委員】

協力に感謝。地域住民と地域協議会の互いの認識を深めていく目的で対処した。

当日アンケートでは批判がたくさん出ているが、今後様々活かしていきたい。

【小嶋委員】

町内会長からいろいろ意見が出たが、意見のすれ違いが目立った。町内会長には

少し物足りなかったのではないかと思う。

【西山会長】

議題（２）「平成２７年度高田区地域協議会委員研修について」事務局に説明を求める。

【榎島係長】

当日配布資料No.3により説明。

【西山会長】

質疑を求めるがなかったので、原案のとおり承認することで委員全員の了承を得る。

続いて、議題（３）「地域活動支援事業の高田区の審査・採択ルール等」について、今年度の審査・採択にあたり、基本審査が不適合の場合、その理由も記載するよう改めたことについて質疑を求める。

【吉田委員】

予算上のことは承知しているが、提案者の事業運営を考えると、募集、審査採択がもう少し早くなれないかと思う。

【西山会長】

その意見は会長会議でも出したが、予算は３月議会で決定するので出来ないということであった。

事務局に追加説明を求める。

【橋本センター長】

この件は、提案者からも直接事務局に話をいただいているので状況は十分承知している。これは自治体の会計制度そのものに関わってくる課題でもある。また、高田区においては、提案の数や協議日程の関係でプレゼンを行わず、文書による提案者への質問、回答、採点作業を行っていることもあり、提案者の苦労は承知しているが、これ以上短縮することは物理的に限界だと思う。もし良いアイデアがあればいただきたい。

【西山会長】

センター長のいうとおり、予算、日程上、これ以上の短縮は私的にはきついと思っている。逆に、そのために１か月前から事前相談をして便宜を図っている現状も

ある。よい意見があれば、次年度に向けて検討をさせていただきたいと思う。

【北川委員】

市役所は新年度4月1日から契約が交わされ物事が動いている。これと同じように前年度から公募をかけて新年度に直ぐに実施できるような仕組みにできるのではないか。

【橋本センター長】

市の予算・事業は3月議会で次年度の審議、決定がなされる。例えば、2月募集となると、制度に反した形になる。市の事務執行のうえで現行の制度の中でいろいろ工夫して進めることもあるが、これはあくまでも補助事業として検討した中で、議会の議決を受けた予算で初めて新年度から執行できる性質のものである。

【西山会長】

基本的には予算可決までは助成金額すら決まってない。この段階で応募することはできない。以前は駄目だったが、今は採択された事業については提案書類を出した日から経費が認められる。もしどうしてもということであれば、会長会議でもう1回話を出すので意見をいただきたい。

他に質疑を求める。

【浦壁委員】

今回の事務局のやり方は素晴らしかったと思う。基本審査を不適合とした委員は、その理由を書くことになっているが、予め箇条書きで整理されたものを選択できるようになっており、採点する側にとっても公正に的確に判断できた。個々人が勝手に意見を書くとならなくなるといい。事務局の方は非常に苦勞をされているので評価したいと思う。

【西山会長】

悪いところが無かったと理解させていただく。他に何かあったら事務局に寄せていただきたい。

他に質疑を求めるがなし。

続いて、事務局に事務連絡を求める。

【橋本センター長】

・委員研修：8月5日（木）午後6時30分～ ミュゼ雪小町

- ・第5回地域協議会：8月17日（月）午後6時30分～ 高田地区公民館 第6研修室
- ・第6回地域協議会：9月14日（月）午後6時30分～ 高田地区公民館 第6研修室
- ・地域協議会だより8月1日号（第22号）を発行

【西山会長】

事務局からの説明に対して、質疑を求めるがなし。

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 025-522-8831 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。